# 社会福祉法人名古屋市守山区社会福祉協議会
# 車いす貸出事業実施要領

（目的）

第１条　この要領は、社会福祉法人名古屋市守山区社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する車いすの貸出事業について必要な事項を定める。

（貸出対象者）

第２条　貸出の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。介護保険における
おける要介護及び要支援の認定を受けていない者。
ただし、介護保険の認定申請中については、この場限りではない。

（１）守山区内に在住

（２）守山区内の小学校並びに中学校、高等学校等の教育機関

⑶ 守山区内に在住し、車いすの貸出と返却を本会事務室まで来所できる方

⑷ その他、本会の会長（以下「会長」という）が特に必要と認めた者

（使用目的）

第３条　車いすの使用目的は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）通院、外出、旅行等により一時的に車いすを必要とする場合

（２）車いす利用者の理解を深めるための体験学習を実施する場合

（３）その他本会の会長が特に必要と認めた場合

（申し込み）

第４条

（１）貸出を受けようとする者は、使用する日の３ヶ月前から来所、電話及びFAXのいずれかにて申し込むことができる。この場合、申し込みを受けた日から貸出日までに身分証を提示のうえ、「車いす利用申込書」（第１号様式）を本会へ提出するものとする。

⑵貸出日までに提出がない場合は、申し込みを無効とする。

（貸出及び返却）

第５条

（１）貸出及び返却の受付場所は、名古屋市守山区小幡南 1-24-10 アクロス小幡ビル２階本会事務室とする。

⑵受付時間は、平日の８時 45 分から 17 時 15 分までとする。

⑶ 貸出期間は原則、１週間以内とする。ただし、引き続き使用を希望するときは、他の貸出予約がない場合に限り、貸出期間中にその旨を申請することにより、１週間を限度に貸出延長ができるものとする。
ただし、貸出期間について、会長が認めた場合においてはこの限りではない。

⑷ 一旦返却後すぐに再度貸出を受ける場合であっても、連続して使用するとなるときは通算期間に含めるものとする。

⑸ 貸出を受けたものは、貸出期間内に本会事務室へ返却するものとする。

（使用料）
第６条　使用料は無料とする。
（転貸の禁止）
第７条　貸出を受けた者は、他人または他団体に転貸してはならない。ただし、会長が認めた場合はこの限りではない。

（貸出の停止）
第８条　貸出期間を経過しても車いすを返却しなかった者に対して、以後、貸出を停止及び回収することができる。
（事故）
第９条　貸出を受けた者は、車いすの使用方法を守り事故のないよう努める。また、万が一事故等が発生した場合、本会は一切その責任を負わない。
（弁償）
第１０条
（1）貸出を受けた者は、故意または重大な過失により車いすを著しく破損・紛失した場合会長の指示するところに従って現品または相当の代金で弁償するものとする。
（2）貸出期間経過後、本会が車いすの返却を求めてもなお返却しないときは、車いすを紛失したものとみなし、前号の規程を適用する。
（事務処理）
第１１条　貸出をした場合、「車いすのご利用について」（第２号様式）に貸出期間等を記入して申込者へ渡し、「車いす貸出予約簿」（別紙様式）に貸出期間を記載する。
（委任）
第１２条　この要領に定めるもののほか、事業の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要領は、平成１３年１２月１日から施行する。

この要領は、令和３年１０月１日から施行する。

この要領は、令和８年 11 月１日から執行する。